

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	8		府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（消費税）			
要望項目名	外国債券等を譲渡した場合における消費税の取扱いの明確化等			
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 外国債券等を譲渡した場合における消費税の内外判定の規定 ・特例措置の内容 ○ 無券面の外国債券等の譲渡に係る消費税の内外判定について明確化すること。 ○ 上記の明確化に合わせて適宜所要の措置を行うこと。			
関係条文	消費税法第４条 等			
減収見込額	[初年度]	-	(-)	[平年度] - (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)
要望理由	(１) 政策目的 無券面の外国債券等を譲渡した場合における消費税の内外判定を明確化すること。 (２) 施策の必要性 現行の消費税法上、資産の譲渡が消費税の課税対象である国内取引となるかどうか（内外判定）は、原則、当該資産の所在地で判定することとなっているが、無券面の外国債券等の譲渡については、その内外判定基準が不明確との指摘がある。 そのため、無券面の外国債券等を譲渡する事業者において的確に判断できるよう、無券面の外国債券等の譲渡に係る消費税の内外判定について明確化する必要がある。			
本要望に対応する縮減案	なし			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I－2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	
	政策の達成目標	無券面の外国債券等を譲渡した場合における消費税の内外判定を明確化すること。	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。	
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)	
	政策目標の達成状況	なし	
有効性	要望の措置の適用見込み	無券面の外国債券等を譲渡する全事業者が適用対象となる見込み。	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本措置により、無券面の外国債券等を譲渡した場合の消費税の内外判定が明確化される。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—	
	要望の措置の妥当性	現行税制について明確化を図るものであり、予算その他の措置によって手当てすることはできない。	
ページ		8—2	

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。